

会 議 状 況 報 告 書	
会 議 名	令和８年度第１回刈谷市放置自動車廃物判定委員会
日 時	令和８年８月４日（火）１４時００分～１４時５２分
場 所	刈谷市役所 ４階 ４０１会議室
出 席 者	名簿参照
１４：００ 開会 １ あいさつ（委員長） 本委員会は、昨年度は案件が少なかったことや、本年度も５月に予定されていたものの直前で案件がなくなり、今回が初めての開催となります。放置自動車は、景観を損ねるだけでなく、交通障害や防犯上の危険を引き起こし、市民に多大な影響を与えます。本委員会は、法律や条例に基づき、放置自動車を「廃物」か否か判断するためのものです。委員の皆様には、市民の皆様にとって住みやすく安全で快適な街となるよう、ご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ２ 各委員、事務局の紹介 ３ 議題 （１）廃物判定の流れについて 事務局より、フローチャート等資料を用いて廃物判定の流れについて説明。 （２）令和７年度放置自動車の状況について 事務局より、過去の実績を資料に基づいて説明。 （３）廃物判定基準による放置自動車の廃物認定について 土木管理課より廃物判定案件について説明。 放置車両は、ダイハツ ムーヴで、車検期限は令和３年１２月。放置場所は東刈谷駅北口第２駐輪場から、さらに西に５０ｍほどの道路上。警察協議の結果、盗品照会で該当する車両はなく事件性がないことから、市で対応する案件となった。なお、放置車両については市所定の保管場所へ移動済。 その後、市で所有者との接触を試みたが所有者と接触することができず、これ以上の調査は不可能と判断したので、今回判定を依頼した。 【意見等】 （委員）車検が令和３年１２月で、それから数えると令和７年１２月でもう１回車検が切れており、車検を２回受けていないことになる。いつから放置されていたのかは、市は分からなかったということでしょうか。 （土木管理課）いつからかは分からないが、発見した時が令和７年１１月である。 （委員）車両の年式は分かるか。 （土木管理課）警察照会によると、平成１８年式である。 （委員）２０年経っている車で、車検が令和３年１２月で切れている車を、判定委員会に諮る必要があるのか。今回の案件は明らかに廃物であり、委員会に挙げなくても良いのではないか。廃物と判定するためだけに、対面での委員会を開催すべきか、その合理性を再考する必要がある。 （委員長）条例や規定は丁寧に整備されているが、放置自動車を廃物として判	

断するためにかかる時間を減らすことを検討したらどうかと思う。今回の件は、道路上の車についての案件であるが、市民生活への影響を考慮すると、道路からは早急に撤去したほうが良いのではないか。当該車両は現在も道路上にあるのか。

(土木管理課) 令和8年2月24日に、市所定の保管場所へ移動済みである。放置現場には、放置自動車移動表示書を、移動日から半年近く掲示しているが、応答がない状況である。

(委員) 廃物と判定して良いと思われるのならば、書面での協議とし、対面での委員会を開催することなく、「廃物」と判定しても良いのではないか。委員報酬の費用や委員会へ出席するための時間にかかることであるので、検討して欲しい。

(委員) 刈谷市から放置自動車の所有者等の情報を警察へ照会したことに対する警察からの回答の内容で、「警察において措置しない」という言葉に疑問がある。今回の自動車は道路に放置されているが、警察は何も措置しないということではよいのか。

(刈谷警察) 警察において、所有者等の情報を調査したうえで、事件性がないか判断している。また、今回の「警察において措置しない」という回答には、複数の理由があり、その理由を回答書に挙げたうえで、警察において措置しないということである。

(委員) 放置自動車はスーパーやマンションのような民間の土地等にもあるが、今回のような公共用地にある場合との違いはあるか。

(刈谷警察) 民間においても、自動車が放置されることはある。民間では行政とは別の判断で対応していると思う。放置自動車进行处理するための刈谷市のフローチャートはよく作られている。多様な調査や多角的な対応が必要だと思われる。放置されていても所有者の財産であるため、その対応には苦慮する。行政の立場では、民間における柔軟な対応と同等の処理は、法的な制約や公平性の観点から非常に難しいと考えられる。

(委員長) それでは、他に意見も無いようですので、廃物とする場合は挙手をお願いします。

【判定結果】

全会一致で「廃物」として認定。

条例に基づき刈谷市から処分されるものとする。

4 その他

(1) 次回会議について

11月を予定。

14:52 閉会

以上